

## 資料 5

平成 30 年 9 月 12 日

9 月議会第 3 委員会

提案議員配布資料

# 福岡市の観光振興に関する検討について

福岡市観光振興条例案  
補足説明資料

平成 30 年9月

# 目 次

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第 1 | はじめに .....            | 1  |
| 第 2 | 検討の背景 .....           | 1  |
| 第 3 | 福岡市の現状 .....          | 2  |
| 第 4 | 福岡市が実施すべき施策の方向性 ..... | 7  |
| 第 5 | 財源の検討 .....           | 9  |
| 第 6 | 検討経過（平成 30 年） .....   | 14 |

## 第1 はじめに

古来よりアジアとの交流の窓口であり、第3次産業が産業構造の9割を占める福岡市において、観光振興による集客交流人口の増大は、市のさらなる発展に不可欠である。また、集客交流人口の増加に伴い、市民生活上の課題が生じてきており、引き続き観光振興を推進するためには、市民への配慮も忘れてはならない。

今回、福岡市議会の有志議員で、福岡市における今後の観光振興の在り方について検討した結果、「福岡市観光振興条例案」を提案する運びとなった。検討に際しては、福岡市の現状及び課題を整理した上で、福岡市が今後実施すべき施策の方向性及び財源確保策について協議を重ねた。その協議内容について本稿に記す。

## 第2 検討の背景

本条例案を検討するに至った主な背景としては、次の事項が挙げられる。

福岡市は、有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市である。

観光振興は、様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであるとともに、様々な産業に幅広く波及効果をもたらし、ひいては福岡市経済の活性化に寄与し、市民にも利益があると考ええる。

また、人と人との交流は、ビジネスチャンス及びイノベーションの創出、福岡市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであると考ええる。

あわせて、持続可能な地域社会づくりの観点からは、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが重要であると考ええる。

さらに、福岡市は、九州の玄関口としての役割を認識し、九州内の地方公共団体と連携していく必要であると考ええる。

最後になるが、持続可能な観光振興の在り方が世界的に注目される中、福岡市においても、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができる環境づくりはもちろんのこと、市民生活との調和に配慮するとともに、法令等を順守した公正な競争の下における観光振興の重要性を認識する必要があると考ええる。

## 第3 福岡市の現状

### 1 急増する交流人口

- 国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数が、2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加する目標を掲げ、施策を推進。
- 福岡市においては、「福岡観光・集客戦略」策定前の2012年と比べると、
  - ・ 入込観光客数は、4年で約1.2倍の2,050万人(2016年)
  - ・ 宿泊客数は、4年で約1.4倍の727万人(2016年)
  - ・ 国際会議開催件数は、4年で約1.5倍の383件(2016年)
  - ・ 外国人入国者数は、5年で約3.7倍の298万人(2017年)⇒ 観光・MICEによる交流人口は増加し、今後も拡大する見通し。

### 2 増加する観光消費額

- 観光消費額は、4年で約1.4倍の4,534億円(2016年)

### 3 多様化する海外からの旅行者

- 国籍別延べ宿泊者外国人構成比(2016年)は、韓国38.1%、台湾19.3%、中国11.9%、香港11.8%、北米4.3%、タイ3.7%、イギリス0.7%、オーストラリア0.6%、カナダ0.5%等となっている。
- 海外からの旅行者の訪問先は、都心部だけでなく、香椎宮、筥崎宮、志賀島、アサヒビール園、マリノアシティ、能古島等の都心部以外にも広がっている。  
また、観光情報サイト「よかなび」の閲覧状況を分析すると、英語では東長寺の閲覧が多く、中国語(繁体字)では福岡市鮮魚市場の閲覧が多くなる等、言語別に興味が多様化していることが分かる。

### 4 増加する宿泊需要と多様化する宿泊形態

- 客室稼働率は、5年で11ポイント増の84%(2017年)
- 市のホテル・旅館の客室数は、5年で約1.1倍の25,827室(2017年)
- 2017～2019年度で47棟、6,292室増加見込み(2018.3.1現在の見込み)
- 市の簡易宿所の軒数は、2015年と比較して約3.1倍の135軒  
客室数は、同年比約2.5倍の760室(2017年)
- 住宅宿泊事業法に基づく届出施設数は317件(2018年7月末現在)

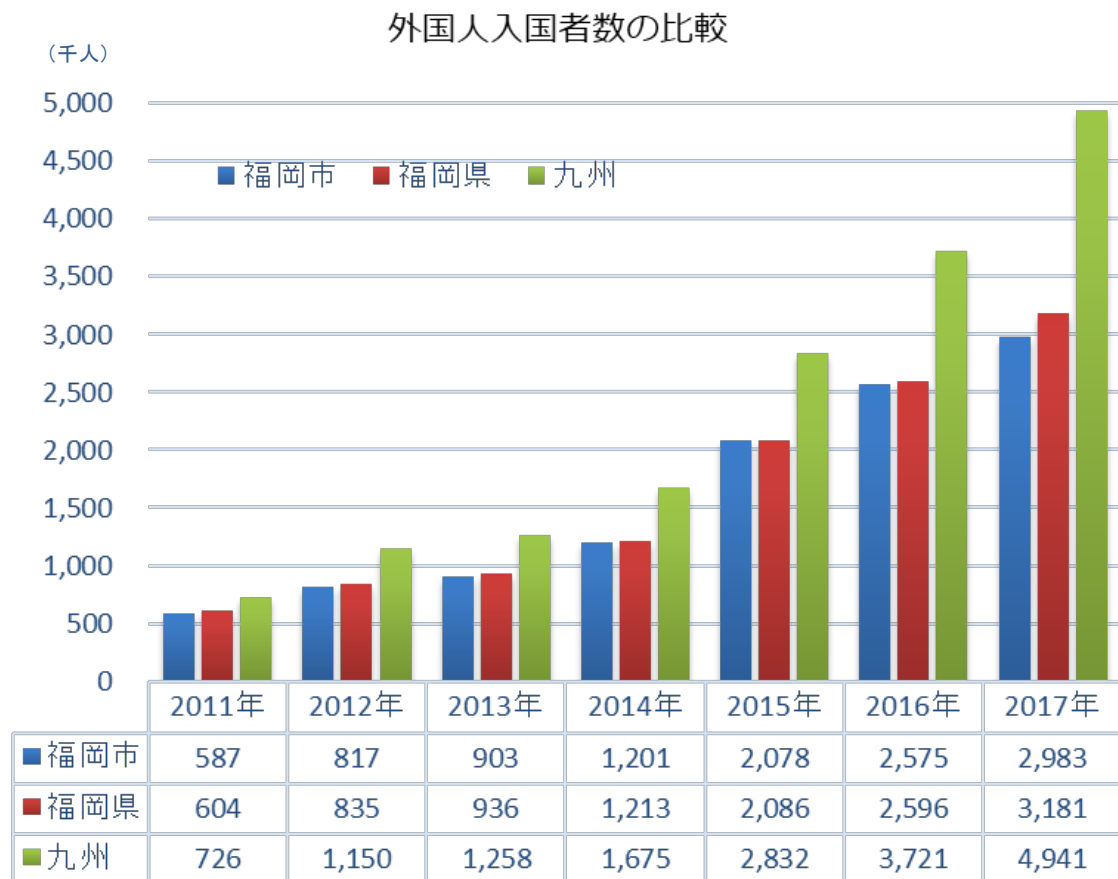
## 5 民泊対策

- 平成 30 年 6 月に住宅宿泊事業法が施行され、民泊を行う事業者には、事業を適切に実施するための措置が課された。また、同時に旅館業法が改正され、行政には、無許可営業施設への立入権限が付与される等、違法民泊への監視指導権限が強化された。
- 福岡市では、住宅宿泊事業法等の施行に併せて、
  - ・ 環境衛生監視員の増員による監視指導体制の充実
  - ・ 福岡県警との連携による悪質な違法民泊への取締り強化
  - ・ 民泊に関する相談等に迅速に対応するため、福岡県、福岡県警、九州地方整備局等の関係機関との連絡会議を設置・開催
  - ・ 住宅宿泊事業法の制度内容や市の取組等をまとめたリーフレットの作成・配布等を行い、健全な民泊の推進に向け取り組んでいる。

## 6 福岡市の課題

- 国内外からの旅行者の増加への対応
- 観光産業の生産性の向上，人材の確保
- 旅行者の増加による市民生活上の課題
- 観光資源の活用
- M I C E の誘致競争の激化
- 増加する民泊への対応

〈福岡市の現状と成果に係る関連するデータ・グラフ：福岡市観光統計より〉



観光による経済効果（2010年試算値等）

|       | 観光消費額   | 経済波及効果                | 雇用効果  | 税収効果  |
|-------|---------|-----------------------|-------|-------|
| 2010年 | 3,213億円 | 4,680億円 <sup>※1</sup> | 3.3万人 | 512億円 |
| 2016年 | 4,534億円 | 5,320億円 <sup>※2</sup> | 増加    | 増加    |



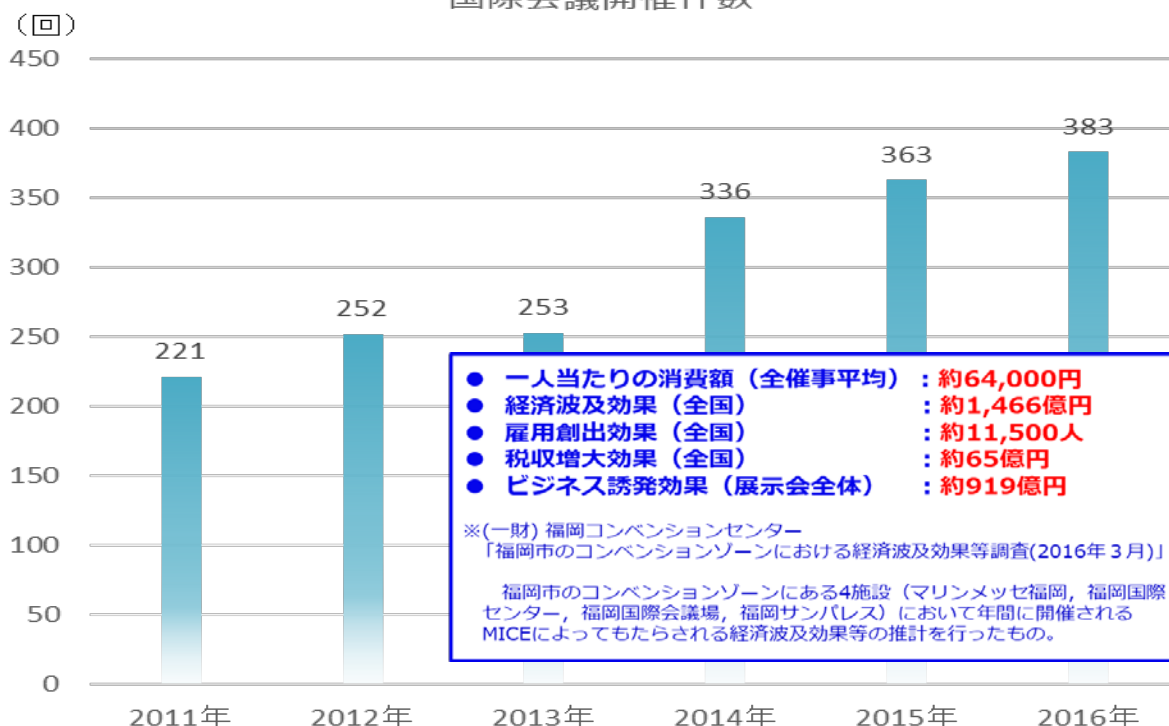
外国人延べ宿泊数(推計値)

(単位:千人)

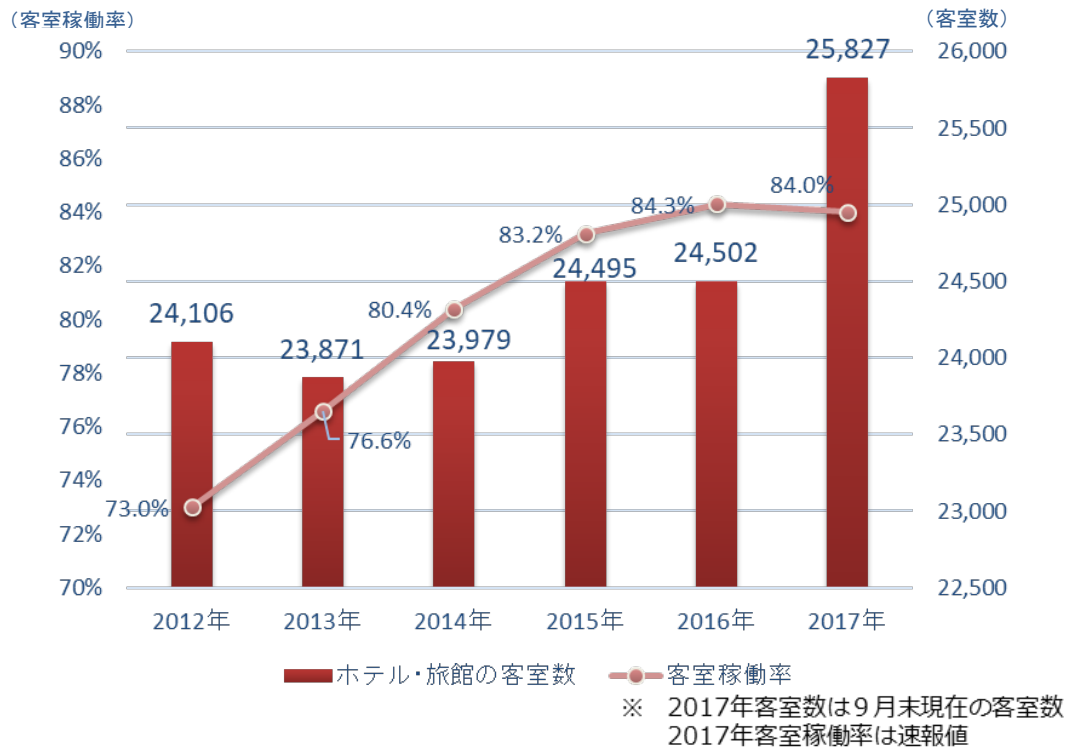
| 国・地域    | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 |        |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|         |       |       |       |       |       | 構成比    |
| 韓国      | 274   | 285   | 410   | 781   | 1,034 | 38.1%  |
| 中国      | 63    | 60    | 105   | 254   | 323   | 11.9%  |
| 香港      | 38    | 61    | 121   | 238   | 320   | 11.8%  |
| 台湾      | 155   | 198   | 267   | 424   | 523   | 19.3%  |
| アメリカ    | 39    | 47    | 51    | 58    | 104   | 3.8%   |
| カナダ     | 3     | 5     | 6     | 11    | 13    | 0.5%   |
| イギリス    | 5     | 6     | 7     | 12    | 19    | 0.7%   |
| ドイツ     | 5     | 4     | 5     | 5     | 9     | 0.3%   |
| フランス    | 3     | 3     | 4     | 7     | 8     | 0.3%   |
| シンガポール  | 8     | 12    | 24    | 39    | 42    | 1.5%   |
| タイ      | 25    | 30    | 70    | 110   | 101   | 3.7%   |
| オーストラリア | 8     | 6     | 9     | 13    | 17    | 0.6%   |
| その他     | 66    | 90    | 122   | 143   | 198   | 7.3%   |
| 外国人計    | 692   | 807   | 1,201 | 2,095 | 2,711 | 100.0% |
| 対前年比    | 124.2 | 116.6 | 148.8 | 174.4 | 129.4 | -      |

※観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に推計。

国際会議開催件数



### 福岡市におけるホテル・旅館の客室数及び客室稼働率の推移



### 宿泊施設の状況

(単位: 軒、人、室)

| 区分    | ホテル・旅館 |        |        | 簡易宿所(2015年から新たに記載) |     |       | 合計  |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------------------|-----|-------|-----|--------|--------|
|       | 数(軒)   | 客室数    | 定員数    |                    |     |       |     |        |        |
| 2012年 | 198    | 24,106 | 37,003 |                    |     |       |     |        |        |
| 2013年 | 198    | 23,871 | 36,773 |                    |     |       |     |        |        |
| 2014年 | 196    | 23,979 | 37,261 |                    |     |       |     |        |        |
| 2015年 | 198    | 24,495 | 38,308 | 43                 | 305 | 3,355 | 241 | 24,800 | 41,663 |
| 2016年 | 197    | 24,502 | 39,022 | 55                 | 372 | 3,938 | 252 | 24,874 | 42,960 |
| 2017年 | 209    | 25,827 | 42,067 | 135                | 760 | 5,782 | 344 | 26,587 | 47,849 |

※福岡市が営業を許可している宿泊施設のうち、旅館業法の分類によるホテル・旅館・簡易宿所の集計したもの(資料:「福岡市内旅館施設一覧表」)  
なお、下宿営業、社員寮や保養所、風俗関連営業を除いた施設を対象。ただし、社員寮・保養所のうち一般客受入のある施設は、ホテル・旅館に含めている。  
2015年より、新たに簡易宿所についても記載。

※2017年は9月末現在。

### 〈民泊に関する相談件数：保健福祉局提供〉

|                  | 28年度 | 29年度 | 30年度(7月末) |
|------------------|------|------|-----------|
| 民泊を行うための許可取得相談件数 | 535  | 648  | 430       |
| 民泊に関する苦情件数       | 96   | 169  | 62        |

## 第4 福岡市が実施すべき施策の方向性

- 福岡市は、これまで観光振興に取り組んできた結果、入込観光客数は5年連続で過去最高を更新し、国際会議開催件数も8年連続で政令市中第1位となる等の成果を挙げる一方で、急増する国内外からの旅行者への対応（※外国人入国者数は5年で約3.7倍）、市民生活への配慮等の課題解決に取り組んでいく必要がある。
- 一方で、都市間競争が強まる中、都市の強みを伸ばし、競争力を高めていく取組や新規需要に対応していくことも必要となる。
- 以上を踏まえ、今後、下記の方向性をもって具体の施策に取り組んでいく必要がある。

### 1 観光産業の振興

観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策に取り組む。

〔事業イメージ例〕

- ・ 観光に係る人材の確保及び育成
- ・ キャッシュレス化
- ・ I o T活用の推進 等

### 2 受入環境の整備

国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策に取り組む。

〔事業イメージ例〕

- ・ 外国人旅行者対応（多言語対応、トイレ洋式化、急患対応等）
- ・ 観光案内機能の充実
- ・ W i - F i の充実
- ・ 市内の回遊性向上
- ・ バリアフリー化
- ・ 宿泊事業者に対する支援 等

### 3 観光資源の魅力の増進等

国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見並びに国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策に取り組む。

〔事業イメージ例〕

- ・ 食、歴史、文化、自然等を活かした魅力づくり
- ・ ナイトタイムの魅力向上
- ・ ファミリー層向けコンテンツの充実 等

### 4 MICEの振興

MICE（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策に取り組む。

〔事業イメージ例〕

- ・ MICEの受入環境の整備
- ・ 誘致体制の強化 等

### 5 持続可能な観光の振興

宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策に取り組む。

〔事業イメージ例〕

- ・ 市民及び旅行者の安全安心の確保のための取組
- ・ 健全な民泊推進のための取組（違法民泊への対策）
- ・ 旅行者増加による市民生活への影響緩和策 等

※ 「事業イメージ例」は、立案者がイメージする事業であり、実際の事業は、各事業年度の予算審査等を通して審議・執行される。

## 第5 財源の検討

### 1 福岡市の財政状況

平成 29 年度に策定された「福岡市財政運営」プランによると、

- 福岡市の将来人口は、当面増加していくことが予想されているものの、少子高齢化の進展等により、支えられる世代の割合が急速に増加していく。また、高度経済成長期や政令市移行期にかけて集中的に整備した公共施設等の老朽化が進行している。
- そのため、本市の財政状況については、平成 29 年度以降、一般財源の大幅な伸びが期待できない一方で、社会保障関係費の増加や、公共施設等の改修・修繕等に係る財政需要の増大が見込まれており、依然として楽観できる状況にはないとされている。

### 2 福岡市観光関連予算の状況

福岡市観光関連予算についても、

- 福岡市の観光費関連予算は年々減少傾向にあり、平成 27 年度当初予算 2,879,480 千円から平成 30 年度当初予算 2,641,234 千円にまで減少している。
- 福岡市一般会計当初予算に占める観光関連予算の割合も減少傾向であり、平成 27 年度 0.37%から平成 30 年度 0.32%にまで減少している。

### 3 新たな財源の検討

- このような財政状況の中、本市においては、近年の外国人の入国者数やクルーズ船寄港回数、国際会議開催件数の増加に伴い、観光・ビジネス客の受け入れ環境整備や市民生活への影響等の課題が生じている。
- これらの課題への対応等、観光に関する新たな行政需要は増加傾向にあり、これらに適切に対応していくためには、必要な財源を新たに、かつ安定的に確保していく必要がある。
- 観光振興に関する新たな財源確保の手段として、まず、地方税法の規定に基づく「課税自主権の活用による財源確保」があり、実際に他都市においても活用の事例が見られるところである。また、その他地方自治法等の定めに基づく負担金、分担金、使用料、手数料及び寄附金等の「税以外の手法による財源確保」が考えられるところである。
- 観光振興に関する新たな財源確保に関して、受益と負担の関係及び財源の安定的確保等の観点、他都市の導入状況等から福岡市にふさわしい財源について、以下のとおり検討を行った。

【他都市における観光振興等に関する課税自主権を活用した財源確保の主な事例】

| 税目                                   | 目的・使途                                                          | ①納税義務者，②税率<br>③税収額又は見込額                                                                                                                        | 類似例                                                                                                        |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別荘等所有税<br>(静岡県熱海市)<br>※S51.4 月施行     | リゾートマンション等の建設に伴いゴミ処理や消防梯子車，上下水道の整備等の行政需要の増大に対処するため<br>(法定外普通税) | ①本人又は家族が別荘等として所有する家屋，他人に別荘として貸し付けている家屋，旅館業法を受けていない寮，保養所等の所有者<br>②所有している別荘等の延べ床面積1㎡につき 650 円<br>③平成 28 年度決算額 532 百万円                            |                                                                                                            |
| 遊漁税<br>(山梨県富士河口湖町)<br>※H13.7 月施行     | 河口湖及び周辺地域における環境の保全，環境の美化及び施設の整備の費用<br>(法定外目的税)                 | ①河口湖で遊漁行為を行う者<br>②1人1日あたり 200 円<br>③平成 28 年度決算額 9 百万円                                                                                          |                                                                                                            |
| 宿泊税<br>(東京都)<br>※H14.10 月施行          | 国際都市東京の魅力を高めるとともに，観光の振興を図る施策に要する費用<br>(法定外目的税)                 | ①東京都内に所在するホテル，旅館への宿泊者<br>②一人一泊の宿泊料金につき<br>・1万円以上1万5千円未満 100 円<br>・1万5千円以上 200 円<br>③平成 28 年度決算額 2,217 百万円                                      | ・宿泊税<br>(大阪府)<br>※H29.1 月施行<br>・宿泊税<br>(京都府京都市)<br>※H30.10 月施行<br>・宿泊税<br>(石川県金沢市)<br>※H31.4 月施行           |
| 歴史と文化の環境税<br>(福岡県太宰府市)<br>※H15.5 月施行 | 歴史的文化遺産及び観光資源等の保全や整備，観光客に対する様々な事業の実施<br>(法定外普通税)               | ①有料駐車場利用者<br>②駐車1回あたり<br>・二輪車(自転車を除く) 50 円<br>・定員 10 人以下の自動車 100 円<br>・定員 10 人超 29 人以下の自動車 300 円<br>・定員 29 人超の自動車 500 円<br>③平成 28 年度決算額 84 百万円 | ・乗鞍環境保全税<br>(岐阜県)<br>※H15.4 月施行                                                                            |
| 環境協力税<br>(沖縄県伊是名村)<br>※H17.4 月施行     | 環境の美化，環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用<br>(法定外目的税)                       | ①旅客船，飛行機等により伊是名村へ入域する者<br>②1回の入域につき 100 円<br>③平成 28 年度決算額 4 百万円                                                                                | ・環境協力税<br>(沖縄県伊平屋村)<br>※H20.7 月施行<br>・環境協力税<br>(沖縄県渡嘉敷村)<br>※H23.4 月施行<br>・美ら島税<br>(沖縄県座間味村)<br>※H30.4 月施行 |
| 入湯税<br>(北海道釧路市)<br>※H27.4 月施行        | 環境衛生施設，観光施設，消防施設等の整備や観光振興のための費用に充てるため<br>(法定目的税の超過課税)          | ①宿泊一人一泊につき 250 円<br>(旧税率 150 円)<br><br>※日帰り入浴，国際観光ホテル整備法上の登録ホテル・旅館以外の宿泊客は変更なし                                                                  | ・入湯税<br>(大分県別府市)<br>※H31.4 月施行<br>予定                                                                       |

## (1) 課税自主権を活用した財源確保の検討

- 近年、地方自治体の新たな財源として、他自治体において、地方税法の規定に基づく「課税自主権」を活用した財源の確保の取組が見られるところである。
- 課税自主権を活用した観光振興等に関する主な財源確保について、他都市において導入実績がある、次の6つの課税を念頭に、地方税法の規定や総務省の通知等を参考に幅広い観点から検討を行った。

### 【課税自主権を活用した他都市の財源確保の例】

- ① 別荘の所有に対する法定外税の課税
- ② 遊漁行為に対する法定外税の課税
- ③ 宿泊行為に対する法定外税の課税
- ④ 駐車場の利用に対する法定外税の課税
- ⑤ 特定の地域に入域する人に対する法定外税の課税
- ⑥ 入湯税の超過課税

#### ① 別荘の所有に対する法定外税の課税

- ・ 静岡県熱海市において昭和 51 年から導入実績がある法定外普通税である。
- ・ 別荘に決まった定義はなく、その把握は、膨大な事務量とコストを要する作業となることが想定されるとともに、本市においては、熱海市のように特徴的に別荘が多いとは考えられず、多くの税収は望めないことから、観光振興に関する新たな財源確保の手段としては適当でないと考えられる。

#### ② 遊漁行為に対する法定外税の課税

- ・ 山梨県富士河口湖町において平成 13 年から導入実績がある法定外目的税である。
- ・ 本市においては、河口湖のように常態的に遊漁行為でにぎわう湖等はないため、観光振興に関する新たな財源確保の手段としては適当でないと考えられる。

#### ③ 宿泊行為に対する法定外税の課税

- ・ 東京都と大阪府が既に導入済みであり、京都市が平成 30 年 10 月に、金沢市が平成 31 年 4 月にそれぞれ導入予定である法定外目的税である。
- ・ 本市への宿泊者は、一定の行政サービスを享受しているが、それに見合う負担を行っているとは言い難く、宿泊者を対象に広く薄く負担を求めることは、受益と負担の関係からも合致したものと考えられる。

- ・ さらに、一定額の宿泊料の支払いをもって、担税力を見出すことも可能であり、年間 1,200 万人を超える宿泊者がいることから、安定的な財源としても期待できるものである。
- ・ よって、本市での導入にあたっては、法定外税としての仕組みが確立されつつあり、安定的な財源として税収が期待できるものであるため、観光振興に関する新たな財源確保の手段として適当であると考えられる。

#### ④ 駐車場の利用に対する法定外税

- ・ 太宰府市において平成 15 年から導入実績がある法定外普通税である。
- ・ 本市においては、市域内各地に大小の駐車場が設置されており、課税捕捉にかかるコストが膨大なものになることが想定されるとともに、駐車場の利用者には、多くの市民や事業者も含まれるため、観光目的の財源として馴染まないと考えられることから、観光振興に関する新たな財源確保の手段としては適当でないと考えられる。

#### ⑤ 特定の地域に入域する人に対する法定外税の課税

- ・ 沖縄県の離島において平成 17 年から導入実績がある法定外目的税である。
- ・ 本市においては、島とは違い、福岡市域への入域手段が様々あり、課税は現実的ではないと考えられるため、観光振興に関する新たな財源確保の手段としては適当でないと考えられる。

#### ⑥ 入湯税の超過課税

- ・ 釧路市において平成 27 年から導入実績があり、別府市において平成 31 年 4 月から導入予定の法定目的税の超過課税である。
- ・ 市内の入湯税の課税施設は限られており、多くの税収は望めないとともに、市民の利用割合が比較的多いと考えられ、観光施策の財源として馴染まないと考えられることから、観光振興に関する新たな財源確保の手段としては適当でないと考えられる。

## (2) 税以外の手法による財源確保の検討

- 特定の事業の経費に充てるため、その受益者や原因者等に課する負担金や分担金、一定の行政サービスの提供に対する対価として特定の受益者に負担を求める使用料や手数料等がある。

### 【地方自治法等に基づく自治体の財源確保の例】

| 収入         | 説明                                                                                                                                        |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負担金<br>分担金 | 国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者、その事業の必要を生じさせることとなった原因者その他その事業に特別の関係のある者に課する金銭給付義務。<br>【根拠法令】<br>各個別法（負担金）、地方自治法第 224 条（分担金） |
| 使用料        | 物又は権利の使用の対価として徴収する料金。<br>【根拠法令】<br>地方自治法第 225 条                                                                                           |
| 手数料        | 国、地方公共団体あるいはこれらの機関が、特定の者に提供する特定の役務に対する対価として徴収する料金。<br>【根拠法令】<br>地方自治法第 227 条                                                              |
| 寄附金        | 学校、公共事業等は無償で金銭その他の財産を供与すること。                                                                                                              |

- これらはいずれも、個別的、明確な受益と負担の対応関係を必要とするもので、観光振興については、その形態が様々であることから、関連付けは容易ではない。

また、ふるさと納税等の寄附金についても、安定的な財源確保の手段としては困難と考えられる。

よって、税以外の手法による観光振興に関する新たな財源確保は適当でないと考えられる。

## (3) 新たな財源の検討結果

- 以上のとおり、受益と負担の関係、財源の安定的確保等の様々な観点から検討を行った結果、観光振興に関する新たな財源としては、法定外目的税としての「宿泊税」が最も福岡市にふさわしいと考えられる。

## 第6 検討経過（平成30年）

|       |                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月～8月 | 有志議員による勉強会 計15回                                                                                 |
| 4月    | 宿泊事業者団体からのヒアリング                                                                                 |
| 6月    | 有識者ヒアリング<br>・ (株)JTB 総合研究所 主席研究員 山下真輝氏<br>・ (株)コングレ 九州支社長 西村真規子氏                                |
|       | 他都市視察（金沢市，京都市）                                                                                  |
| 7月    | 宿泊事業者団体からのヒアリング                                                                                 |
|       | 他都市視察（北海道倶知安町，東京都）<br>総務省職員と意見交換                                                                |
|       | 宿泊事業者団体からのヒアリング                                                                                 |
|       | 有識者ヒアリング<br>・ 同志社大学 法学部教授 田中治氏                                                                  |
| 8月    | 有識者ヒアリング<br>・ 福岡市ホテル旅館協会 会長 金子新氏<br>・ 福岡商工会議所 副会頭 榎本重孝氏<br>・ (公財)福岡観光コンベンションビューロー<br>専務理事 合野弘一氏 |

【参考資料】「明日の日本を支える観光ビジョン 概要（抄）」（国策定）

「明日の日本を支える観光ビジョン」－世界が訪れたい日本へー 概要

平成28年3月30日策定

これまでの議論を踏まえた課題

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
- 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

| 視点 1<br>「観光資源の魅力を極め、<br>地方創生の礎に」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 視点 2<br>「観光産業を革新し、国際競争力<br>を高め、我が国の基幹産業に」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 視点 3<br>「すべての旅行者が、ストレスなく<br>快適に観光を満喫できる環境に」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放</li> </ul> </li> <li>■「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化</li> </ul> </li> <li>■「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善</li> </ul> </li> <li>■おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊・MICEの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援</li> </ul> </li> <li>■あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施</li> <li>・MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善</li> <li>・首都圏における観光客の受入環境改善</li> </ul> </li> <li>■疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年までに、世界水準DMOを全国100形成</li> <li>・観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変</li> <li>・ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現</li> <li>・キャッシュレス観光を実現</li> </ul> </li> <li>■「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化</li> <li>・新幹線開業やコネクシオン空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現</li> </ul> </li> <li>■「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上</li> <li>・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化</li> </ul> </li> </ul> |

1

「明日の日本を支える観光ビジョン」施策概要

1 観光資源の魅力を極め、  
地方創生の礎に

- 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放
  - ・赤坂や京都の迎賓館に加え、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を一般向けに公開・開放
- 文化財の観光資源としての開花
  - ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化
  - ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
  - ・2020年までに、外国人利用者数を1000万人に
- 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上
  - ・2020年を目途に、原則として全都道府県、全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定
  - ・歴まち法の重点区域などで無電柱化を推進
- 滞在型農山漁村の確立・形成
  - ・日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域創出
- 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品の消費拡大
  - ・2020年までに、商店街等において、50箇所で街並み整備、1500箇所外国人受入環境整備
  - ・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地を100箇所以上に
- 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
  - ・修景や体験型観光開発等に国から専門人材（パライフェル）を派遣
- 東北の観光復興
  - ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年150万人泊（2015年の3倍）に

2 観光産業を革新し、国際競争力  
を高め、我が国の基幹産業に

- 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
  - ・通訳案内士、ランドオペレーター、宿泊業等の抜本見直し
- 民泊サービスへの対応
  - ・現行制度の枠組みにとらわれない宿泊法制度の抜本見直し（本年6月中目途に検討会とりまとめ）
- 産業界への観光経営人材の育成強化
  - ・2020年までに、トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成
- 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供
  - ・旅館等におけるインバウンド・投資などを促進
- 世界水準のDMOの形成・育成
  - ・2020年までに、世界水準DMOを全国で100形成
- 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開
  - ・観光まちづくりに関する投資や人材支援を安定的・継続的に提供できる体制を整備
- 次世代の観光立国実現のための財源の検討
  - ・観光施策に充てる国の追加的な財源確保を検討
- 訪日プロモーションの戦略的高度化
  - ・海外著名人の日本文化体験映像を海外テレビ局で配信
- インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化
  - ・在外公館や放送局などを活用した情報発信
- MICE誘致の促進
  - ・政府レベルでの誘致支援体制の構築
- ビザの戦略的緩和
  - ・中国、フィリピン、インド、タイの5ヶ国を対象
- 訪日教育旅行の活性化
  - ・「2020年までに4万人から5割増」の早期実現
- 観光教育の充実
  - ・総合的な学習の時間等における教材の作成・普及
- 若者のアウトバウンド活性化
  - ・若者割引等のサービス開発を通じた海外旅行の推進

3 すべての旅行者が、ストレスなく  
快適に観光を満喫できる環境に

- 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現
  - ・世界最高水準の顔認証技術の導入などを促進
- 民間のまちづくり活動等による「観光・まち・一体再生」の推進
  - ・宿泊施設や観光バス乗降場等の整備促進
- キャッシュレス環境の飛躍的改善
  - ・2020年までに、主要な観光地等における「100%のキャッシュレス対応」などを実現
- 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現
  - ・無料Wi-Fi環境とSIMカードの相互補完の利用促進
- 多言語対応による情報発信
  - ・中小事業者のウェブサイトの約半分に多言語化
- 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
  - ・2020年までに、外国人患者受入体制が整備された医療機関を全国100箇所整備（現在の約5倍）
- 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備
  - ・外国語対応可能な警察職員の配置等の体制整備
- 「地方創生回廊」の完備
  - ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能に
- 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進
  - ・複数空港の一体運営（コネクシオン等）の推進
- 外航船受入の更なる拡充
  - ・2020年に訪日クルーズ旅客を500万人に
- 公共交通利用環境の革新
  - ・主要な公共交通機関の海外インターネット予約を可能に
- 休暇改革
  - ・2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に
- 海外に向けたユニバーサル観光の推進
  - ・高い水準のユニバーサル化と心のバリアフリーを推進

2